

事業番号	118
------	-----

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	災害援護資金貸付事業							担当部	健康福祉部	
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	福祉総務課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	庶務係		
	総合計画 分野別計画	主目的	2 保健・福祉		10 地域福祉		2 地域福祉活動を普及・拡大するための仕組みを整えます				
		副目的									
	予算区分	款	3	項	5	目	1	大	2	中	1
	根拠法令・個別計画	災害弔慰金の支給等に関する法律、小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行うことにより、生活の安定を図る。									
	内容 (手段)	<p>◆事業実施内容</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び災害弔意金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)の規定に準拠し、災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>【災害援護資金の限度額】※抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の負傷がある場合 <ul style="list-style-type: none"> 住宅が全壊した場合 350万円 住宅が半壊した場合 270万円 ・世帯主の負傷がない場合 <ul style="list-style-type: none"> 住宅が全壊した場合 250万円 住宅が半壊した場合 170万円 <p>【貸付条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間: 10年(うち3年据え置き) ・利子: 据置期間中は無利子。据置期間経過後は年利3%。 ・償還方法等: 年賦償還又は半年賦償還で元利均等償還。ただし、繰上償還可能。 <p>※25年度は事業実績なし</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 3,500,000円×1件</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	0	0	0	3,500	
		正職員	従事者数	人	0.01	0.01	0.01	0.01
			人件費	千円	52	52	52	52
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計		千円	52	52	52	3,552	
対前年比		%		100.0	100.0	6,830.7		
財源	一般財源	千円	52	52	52	3,552		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業 績	活動指標名		単位	H23	H24	H25	H26
	貸付金償還処理件数	件	目標	—	—	—	—
			実績	0	0	0	
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
	成果指標名		単位	H23	H24	H25	H26
	償還率	%	目標	—	—	—	—
			実績	0	0	0	
貸付金残高	千円	目標	—	—	—	—	
		実績	865	865	865		

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	いつ発生するかわからない自然災害に備え、災害援護資金の貸付を実施できるような体制を整えた。 ※平成25年度は、貸付なし。			
		事業実施における課題	災害援護資金の借入者との連絡を密にして、償還計画に基づいた適切な償還を求めていく必要がある。			
		事業を縮小・廃止したときの影響	当該貸付業務は、法に基づいて実施されるものであり、貸付対象となる災害がいつ発生するかは予測できないのが現状だが、被災者支援策としては必要不可欠な業務であるので、これまでどおりの事業実施が必要である。			
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	貸付対象となる災害が、いつ発生するかは予測できないのが現状だが、いつ発生しても対応できるよう引き続き体制を整えておく。また、貸付金の償還に際しては、適切に指導等を行うことで進捗管理をはかる。			
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
		判定理由	自然災害により被害を受けた世帯に対して生活の安定を図るための支援であり、現状維持とする。			
		27年度以降の改善案	今後、発生するといわれている大災害に備え、その際の市民生活の安定に資するため、これまでどおりの事業実施が必要である。			

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。